

平成十四年環境省令第二十三号

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項、第十二条第一号から第三号まで、
第十五条第二項、第十七条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法
第二十九条第四項の規定を実施するため、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人
に関する省令を次のように定める。

(指定調査機関の指定の申請)

第一条 土壤汚染対策法 (以下「法」という。) 第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壤汚染状況調査等(以下「土壤汚染状況調査等」という。)を行おうとする場合にあっては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

2 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書

3 法第三十三条に規定する技術管理者(以下「技術管理者」という。)の氏名及びその者が交付番号を記載した書類

4 土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所ごとの技術管理者の配置の状況を記載した書類

5 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴、法人の種類に応じて次条第三項各号に定める構成員の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合

6 申請者が法第三十条各号の規定に該当しないことを説明した書類

7 (指定調査機関の指定の基準)

第二条 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。
一 債務超過となつていないこと。
二 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。
三 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて技術的能力に係るものは、法第三十四条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていることとする。

3 法第三十一条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。
一般社団法人 社員
二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項の持分会社 社員
三 会社法第二条第一号の株式会社 株主
四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの

4 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。
一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(指定の更新の申請)

第三条 法第三十一条第一項の指定の更新を受けようとする法第三条第八項に規定する指定調査機関(以下「指定調査機関」という。)は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了日の日

三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これをその指定をした環境大臣又は都道府県知事(以下「環境大臣等」という。)に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣等に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

2 前項の指定の更新の申請があつた場合において、その指定の有効期間の満了の日までの申請について処分がされないときは、従前の指定は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその效力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(技術管理者)

第四条 法第三十三条の環境省令で定める基準は、技術管理者証の交付を受けた者であることとする。

(技術管理者証)

第五条 環境大臣は、次のいずれにも該当する者に対し、技術管理者証を交付するものとする。

一 第十一条に規定する技術管理者試験に合格した者

二 次のいずれかに該当する者

イ 土壌の汚染の状況の調査に関し三年以上の実務経験を有する者

ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業(地質又は土質に係るものに限る。)の技術上の管理をつかさどる者

ハ 土壌の汚染の状況の調査に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

三 次のいずれにも該当しない者

イ 次項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から一年を経過しない者

ロ 法又は法に基づく处分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 法第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

認める者

四 次のいずれにも該当しない者

イ 次項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から一年を経過しない者

ロ 法又は法に基づく命令の規定に違反したとき

ハ 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、技術管理者証の交付を受けていた者に対し、その返納を命ずることができる。

一 技術管理者証の交付を受けた者が法又は法に基づく命令の規定に違反したとき

二 技術管理者証の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により技術管理者証の交付を受けたとき。

三 前条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

4 3 技術管理者証の有効期間は、五年とする。

技術管理者証の様式は、様式第三のとおりとする。

(技術管理者証の交付)

第六条 技術管理者証の交付を受けようとする者は、様式第四による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面

二 第十一条に規定する技術管理者試験の合格証書

三 前条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

2 技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から二年以内にこれをしなければならない。

(技術管理者証の更新)

第七条 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習(以下「更新講習」という。)を受け、様式第五による申請書に、更新講習を修了した旨の証明書(以下「修了証」という。)(当該更新を受けようとする者が現に有する技術管理者証の記載事項に変更を生じてその書換えを受けようとする場合にあっては、その旨を当該申請書に記載し、当該修了

証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面)を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害・病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、更新講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんばら起算して一年以内に、更新講習を受け、様式第五による申請書に修了証及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。

2 更新講習を受けようとする者は、様式第五の二による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

3 修了証の交付を受けた者は、修了証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第五の三による申請書により、環境大臣に修了証の再交付を申請することができる。

4 技術管理者証の更新は、更新申請者が現に有する技術管理者証と引換えに新たな技術管理者証を交付して行うものとする。

(技術管理者証の再交付)

第五条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、修了証を発見したときは、五日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない。

(技術管理者証の書換え)

第六条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。

(技術管理者証の返納)

第七条 技術管理者証の交付を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する死亡又は失踪の届出義務者は、一月以内に、環境大臣に技術管理者証を返納しなければならない。

(技術管理者試験)

第八条 技術管理者試験(以下「試験」という。)は、環境大臣が行うものとする。

(試験の公示)

第九条 環境大臣は、試験を行なう期日及び場所並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示しなければならない。

(試験の申請)

第十一条 試験すべき事項は、土壤汚染状況調査等を適確かつ円滑に遂行するに必要な知識及び技能であつて、環境大臣が告示で定めるものとする。

(受験の申請)

第十二条 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)を添付しなければならない。

(合格証書の交付)

第十五条 環境大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証書の再交付)

第十六条 合格証書の交付を受けた者は、合格証書を破り、汚し、又は失ったときは、様式第九による申請書により、環境大臣に合格証書の再交付を申請することができる。

(試験の無効等)

第十七条 環境大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対するは、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができます。
2 環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができるものとすることができる。

(変更の届出等)

第十八条 法第三十五条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
二 技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号
三 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置の状況
四 環境大臣の指定を受けた指定調査機関である場合は、土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域

五 法人である場合は、役員の氏名、法人の種類に応じた構成員の氏名(構成員が法人である場合は、その法人の名称)及び構成員の構成割合
六 法第三十五条の届出は、様式第十による届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、第一条第二項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

(業務規程の記載事項)

第十九条 法第三十七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 土壤汚染状況調査等を行う事業所の所在地
二 環境大臣の指定を受けた指定調査機関である場合は、土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項
三 土壤汚染状況調査等の実施手順に関する事項
四 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項
五 技術管理者による土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項
六 土壤汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項
七 土壤汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項
八 土壤汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項
九 法第三十一条第二号及び第三号の基準に適合するために遵守すべき事項
十 前各号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の業務に関する必要な事項

(帳簿)

第二十条 指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土壤汚染状況調査等の結果を都道府県知事(土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)第十条に規定する市にあつては、市長。次項第二号において同じ。)に報告した日から五年間保存しなければならない。

二 法第三十八条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 土壤汚染状況調査等の発注者の氏名又は名称及び住所
二 土壤汚染状況調査等の方法及び結果並びに当該調査の結果を都道府県知事に報告した日
三 法第三十四条に規定する監督をした技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者

(証の交付番号)

四 前号の技術管理者の当該監督の状況

(業務の廃止の届出)

第二十一条 法第四十条の届出は、様式第十一による届出書を提出して行うものとする。

(手数料)

第二十二条 次に掲げる者は、実費を勘案してそれぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 指定調査機関の指定(環境大臣に係るものに限る。)を受けようとする者 三万九百円

二 指定調査機関の指定の更新（環境大臣に係るものに限る。）を受けようとする者	二万四千八百円	三 変更の理由 (事業報告書等の提出)
三 技術管理者証の交付を受けようとする者	三千五百円	第二十五条 指定支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。
四 更新講習を受けようとする者	一万三千五百円	第二十六条 第一条第一項、第三条第一項及び第十六条の規定による申請書並びに第十八条第二項及び第二十二条の規定による届出書並びにこれらの添付書類（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十二の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。
五 修了証の再交付を受けようとする者	一千二百五十円	第二十七条 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一 日本産業規格X○六○六及びX○六一八二又はX○六○六及びX○六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二 日本産業規格X○六○九又はX○六一及びX○六二四八又はX○六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
六 技術管理者証の再交付、書換え又は更新を受けようとする者	六千四百円	（光ディスクによる手続）
七 試験を受けようとする者	一千二百五十円	第二十八条 法第五十四条第五項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第十三のとおりとする。ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。
八 合格証書の再交付を受けようとする者	一千二百五十円	（立入検査の身分証明書）
九 前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第二項及び第三項、第八条第一項、第九条、第十四条第一項並びに第十六条の申請書（第二ク提出書）に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。		
十 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。		
十一 指定支援法人の指定の申請		
十二 第一項の規定による支援業務を行う者として指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。		
十三 一 名称及び住所並びに代表者の氏名		
十四 二 事務所の所在地		
十五 一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。		
十六 二 定款		
十七 三 登記事項証明書		
十八 四 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面		
十九 五 指定の申請に関する意思の決定を証する書面		
二十 六 法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画		
二十一 七 最近の事業年度における事業報告書、収支決算書、財産目録その他の法第四十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行なうことができることを証する書面		
二十二 八 事業計画書等の認可の申請		
二十三 九 第二十四条 法第四十四条第一項に規定する指定支援法人（以下「指定支援法人」という。）は、法第四十八条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に（法第四十四条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。 一 事業計画書 二 収支予算書 三 前事業年度の予定貸借対照表 四 当該事業年度の予定貸借対照表		
二十四 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類		
二十五 六 前項第一号の事業計画書には、法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。		
二十六 七 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。		
二十七 八 指定支援法人は、法第四十八条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。		
二十八 九 第一項第二号の収支予算書は、收入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区		
三十 一 分するものとする。		
三十一 二 前項第一号の事業計画書には、法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。		
三十二 三 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。		
三十三 四 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類		
三十四 五 前項第一号の事業計画書には、法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。		
三十五 六 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。		
三十六 七 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類		
三十七 八 前項第一号の事業計画書には、法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。		
三十八 九 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。		
三十九 一 この省令は、法の施行の日（平成十五年二月十五日）から施行する。		
四十 二 附則（平成一七年三月四日環境省令第三号）		
四十一 三 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。		
四十二 附則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）		
四十三 一 第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。		
四十四 二 附則（平成一七年三月四日環境省令第三号）		
四十五 三 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。		
四十六 附則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）		

第二条 この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなされし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してもした申請届出その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してもした申請等とみなす。

（処分、申請等に関する経過措置）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

（施行期日）

2 この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年五月一日環境省令第一七号）

日) から施行する。

附則（施行期日）（平成一九年四月二〇日環境省令第一二二）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改

る改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製

施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用する

附 勅 令 甲 戊 二 年 三 月 三 日 球 地 行 政 第 一 号
この省令は、公布の日から施行する。

附 則
〔平成二二年一月二六日環境省令第三号〕

第一条 本省は、土壤汚染対策法の一部を改正する
（施行期日）

第一条 この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正するものとして、(略)において「改正法」という。の施行の日(平成二十一年四月一日)。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に改正法による改正前の
第一項の規定について日法第三条第二項の規定の

第十条第一項の規定により同法第三条第一項の指定に基づく申請者」という。)の当該指定に係る基準について

対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する

第二項の規定にかかる、なお従前の例による。

この省令の施行の際この省令による改正前の土壤汚染法人に關する省令第二条第二項の規定による土壤汚

として旧法第三条第一項の規定による指定を受けてい

る改正後の土壤汚染対策法（次項において「新法」といふ。）に
受け二者に限る。二量、一、二、三、四、五は、新法合第

受けた者は隣る)は置かれているものは、新省令第
五年三月三十一日までの間は、技術管理者証の交付を

3 この省令の施行の際現に旧法第三条第一項の規定に

第一項の業務規程で定めるべき事項については、新省三三三一三一四二の門は、これら並前の例一二三。

附則（平成二六年）〇月一〇日環境省令第二号
三年三月三十日までの間はなお従前の例による。

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月一二日環境省令第一五二号）

この省令は公布の日から施行する。

(施行期日) 年月日

1 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律

(平成三十年四月一日)から施行する。

2 (経過措置) この省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第六条第二項の規定は、平成二十九年度以降に行われる試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請について適用し、平成二十八年度以前に行われた試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年一月二八日環境省令第五号)

1 (施行期日) (平成三十一年四月一日) から施行する。

2 (経過措置) この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行の第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、この省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第十九条第五号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和二年三月三十日環境省令第九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日環境省令第三一号)

1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則 (令和三年三月二十五日環境省令第三号)

1 (施行期日) この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2 (経過措置) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和六年四月一日環境省令第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第一(第一条第一項関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

環境大臣
殿
都道府県知事氏名又は名称及び住所並びに法人
申請者 にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第3条第1項の指定を受けたいので、同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所の所在地		
名 称	(郵便番号) 所在地 (電話番号)	土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域
計 節所		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A1とすること。
 2 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の
 収入印紙を貼付すること(消印してはならない)。

様式第二(第三条第一項関係)

指 定 の 更新 申 請 書

指定番号	
※指定年月日	

年 月 日

環境大臣
殿
都道府県知事氏名又は名称及び住所並びに法人
申請者 にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所の所在地		
名 称	(郵便番号) 所在地 (電話番号)	土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域
計 節所		

備考 1 ※印の欄は、既に指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
 2 既に提出している書類に変更がない場合は、備考の欄にその旨記載すること。
 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 4 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の
 収入印紙を貼付すること(消印してはならない)。

様式第三（第五条第四項関係）（平22環省令3・追加、令2環省令9・一部改正）

第 号	
技術管理者証	
本籍地	
氏名	
生年月日	年 月 日生
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環省令第23号）第5条第1項の規定により、技術管理者証を交付する。	
年 月 日	
環境大臣印	
有効期間が満了する日	年 月 日
備考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 備考の欄には、技術管理者証の記載事項の変更（更新及び再交付の場合にあっては、技術管理者証の原本交付年月日並びに更新である旨又は再交付である旨及び再交付の理由）について、その内容を記載すること。

様式第四（第六条第一項関係）（平22環省令3・追加、令2環省令9・令2環省令31・一部改正）

技術管理者証交付申込書	
ふりがな	生年月日 年 月 日生
本籍	
住所	郵便番号（ 電話番号（ ） ）
技術管理者試験合格証書 第 番号及び登録年月日	（ 年 月 日）
私は、上記の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しないことを誓約します。	
1 技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者	
2 土壤汚染対策法又は同法に基づく免方に違反し、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	
3 土壤汚染対策法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者	
上記によりて、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第31条第1項の技術管理者証の交付を受けたもので申請します。	
環境大臣印 氏名	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五（第七条第一項関係）（平成20年省令31・全改、令27年省令9・令27年省令31・一部改正）

取入印紙
(消印しては
ならない)

技術管理者証更新申請書			
※技術管理者証の交付番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
本籍			
住所	郵便番号 () 電話番号 ()		
環境大臣が行う講習の修了証番号及び修了年月日			
技術管理者証の書換えを必要とする事項（技術管理者証の記載事項を変更しようとする場合に限る。）			
私は、上記の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しないことを誓約します。 1 技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者 2 土壤汚染対策法又は同法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 3 土壤汚染対策法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 上記により、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7条第1項の規定により、技術管理者証の更新を受けたいので申請します。			
年 月 日 環境大臣殿 氏名			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。

様式第五の二（第七条第二項関係）（平20環省令31・全改、令2環省令9・令2環省令31・一部改正）

（
（消印しては
ならない）

更新講習受講申請書

第 号 (年月日)	
※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	
ふりがな 氏名	生年月日
住所	郵便番号（ ） 電話番号（ ）
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7 条第2項の規定により、更新講習を受講したいので申請します。 年月日 環境大臣殿 氏名	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及
び直近の更新年月日を記載すること。

様式第五の三（第七条第三項関係）（平27環省令28・追加、令2環省令9・令2環省令31・一部改正）

（
（消印しては
ならない）

更新講習修了証再交付申請書

第 号 (年月日)	
更新講習の受講番号 及び受講年月日	
ふりがな 氏名	生年月日
住所	郵便番号（ ） 電話番号（ ）
再交付申請の理由	
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7 条第3項の規定により、更新講習の修了証の再交付を受けたいので申請しま す。 年月日 環境大臣殿 氏名	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第六（第八条第一項関係）（平29環省令31・全改、令2環省令9・令2環省令31・一部改正）

取入印紙
(消印しては
ならない)

技術管理者証再交付申請書

※技術管理者証の交付番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
本籍			
住所	郵便番号 ()	電話番号 ()	
再交付申請の理由			
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第8条第1項の規定により、技術管理者証の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 環境大臣 殿 氏名			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。

様式第七（第九条関係）（平29環省令31・全改、令2環省令9・令2環省令31・一部改正）

取入印紙
(消印しては
ならない)

技術管理者証書換申請書

※技術管理者証の交付番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
本籍			
住所	郵便番号 ()	電話番号 ()	
書換えを必要とする事項			
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第9条の規定により、技術管理者証の書換えを受けたいので申請します。 年 月 日 環境大臣 殿 氏名			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。

様式第八（第十四条第一項関係）（平22環省令3・追加、令2環省令9・令2環省令31・一部改正）

取入印紙
(消印しては
ならない)

技術管理者試験受験申請書

ふりがな	年月日	年月日生
氏名		
住所	郵便番号（ <input type="text"/> ）	電話番号（ <input type="text"/> ）
受験希望地		
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第14条第1項の規定により、技術管理者試験を受験したいので申請します。		
年月日 環境大臣殿		
氏名		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九（第十六条関係）（平22環省令3・追加、令2環省令9・令2環省令31・一部改正）

取入印紙
(消印しては
ならない)

技術管理者試験合格証書再交付申請書

合格証書番号及び合格年月日	第号（年月日）	年月日生
氏名		
住所	郵便番号（ <input type="text"/> ）	電話番号（ <input type="text"/> ）
再交付申請の理由		
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第16条の規定により、技術管理者試験合格証書の再交付を受けたいので申請します。		
年月日 環境大臣殿		
氏名		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十(第十八条第二項関係)

変更届出書

指定番号	年	月	日
------	---	---	---

環境大臣 殿
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

下記のとおり変更したので、土壤汚染対策法第35条の規定により、届け出ます。

変更の内容	旧	新
変更日		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一(第二十二条関係)

業務廃止届出書

指定番号	年	月	日
------	---	---	---

環境大臣 殿
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染状況調査等の業務を廃止したので、土壤汚染対策法第40条の規定により、次のとおり届け出ます。

記
廃止年月日 年 月 日
備考 1 ※印の欄は、指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十二（第二十六条関係）

収入印紙
〔捺印しては
ならない〕

光ディスク提出書

年 月 日

環境大臣
職
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
届出者 にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第 条第 項の規定による申請又は届出に際し提出すべき書類
（その添付書類を含む。）に明示すべき事項を記録した光ディスクを以下とおり提出
します。
本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項

2. 光ディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。
 2 法令の条項については、当該申請又は届出の根拠条項を記載すること。
 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録している
事項を記載すること。ただし、牧場上の光ディスクを提出するときは、光ディスク
に記載する事項を記載するものとする。
 4 「光ディスク上併せて提出される書類」の欄には、当該申請又は届出の際
に本提出書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を
記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

様式第十三（第二十八条関係）

(表面)

番 号		
土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書		
職名及び氏名		
年 月 日生		
年 月 日発行		
年 月 日限り有効		
都道府県知事		
印		

(裏面)

土壤汚染対策法抜粋	
(報告及び検査)	
第54条 (略)	
2~4 (略)	
5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定 に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に關し必要な報告を求め、 又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の 他の物件を検査させることができる。	
6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その 業務若しくは経理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務 所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示 す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪検査のために認められた ものと解釈してはならない。	
第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。	
一~三 (略)	
四 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは 虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した 者	